

# 子どもの貧困に関する実証研究<sup>1</sup>

---

## 教育からみた相対的貧困の解決

中央大学 中村研究室

2019年12月

加藤健太郎、千葉稜弥

---

<sup>1</sup>本報告書は、2019年11月30日・12月1日に行われる、2019年度WEST論文研究発表会に提出する論文内容を報告するものである。本稿の作成にあたっては、中村周史准教授（中央大学）をはじめ、多くの方々から有益かつ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。なお、本稿の分析のデータは、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJデータアーカイブより東大社研・若年パネル調査（JLPS-Y）wave1-9, 2007-2015」、「東大社研・壮年パネル調査（JLPS-M）wave1-9, 2007-2015」（東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクト）の個表データの提供を受けた。

# 要旨

---

日本において、貧困問題は近年注目を集めている社会問題の1つである。その中でも、とりわけ子どもの貧困問題は大きな問題となっている。子どもの貧困とは、17歳以下の子どもがいる世帯の貧困問題である。子どもの貧困は、全年齢における貧困問題とは異なる特性を有している。それは貧困の世代間連鎖が起りやすいことであり、貧困家庭で子どもが育つことによって学習機会の剥奪や健康格差など様々な不利が発生し、それが将来に影響を与えるといわれている。

このように、貧困は子どもの成長に悪影響を与えるといえるが、貧困の定義は確立された一つの基準はない。本稿では、相対的貧困率という所得面から貧困を定義した基準を用いて貧困を分析する。相対的貧困率を用いると、現在の日本において、子どもの貧困率は13.9%であり、7人に1人ほどが貧困状態であるといえる。しかし、政府による子どもの貧困対策がなされたのは、2014年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことをきっかけであった。子どもの貧困率は1985年から10%を超えてはいたが、社会問題として子どもの貧困が認識されたのは近年になってからであり、その政策に対する評価はなされていない。

本稿では、子どもの貧困を規定する要因に関する分析、および政策評価を行う。上述の通り、子どもの貧困問題が社会問題として扱われるようになったのは最近であり、その政策の評価はあまりなされていない。子どもの貧困を規定する要因の分析は、有効な政策を探る上で重要であると考えられる。

分析では、子どもの貧困対策法は相対的貧困に対して負の影響をもつこと、ひとり親に関して離別が相対的貧困に陥るリスクを高めること、中学3年時の教育期待の高さが相対的貧困に負の影響を持つこと、中学3年時の教育期待の高さと大卒ダミーの交差項が相対的貧困に負に影響することという4つの仮説をパネルロジット分析により検証した。分析より、子どもの貧困対策法は一定の効果をもっていたこと、教育期待が高いことにより高い学歴を得ることにより貧困を免れること、また離別は相対的貧困率に有意に正の影響を与えていることがわかった。

以上の分析結果に基づき、政策提言を行う。一つ目の政策提言としては、離別したひとり親世帯に対する政策である。離別したひとり親世帯は分析より、相対的貧困に与える影響は有意となった。その原因は養育費の問題であると考えられる。現在、養育費の受給率は母子世帯・父子世帯ともに 50%未満であり、その改善が望まれる。政策提言として、養育費の取り決めの向上を行う。

二つ目の政策提言として、教育期待を高める政策提言を行う。教育期待が低いのは、学校などで教育が将来に与える影響やその意義について考えるきっかけがないことが原因と考えられ、特に相対的貧困層の子どもは塾や習い事など外部のコミュニティに参加する機会が少なく、教育の意義を考える機会がないからだと思われる。そのため、政策として「子ども食堂」における教育を提言する。「子ども食堂」は貧困層の子どもを対象とした食糧支援の場であるが、それ以上に子ども、親、地域住民のコミュニティとしての働きも期待できる。そうした場において教育について考えるきっかけを与えることが教育に対して考えるきっかけとなり、教育期待の向上につながると考えられる。

以上の政策より、子どもの相対的貧困率の改善を目指す。

# 目次

---

要旨 .....	- 2 -
目次 .....	- 4 -
はじめに	
現状分析・問題意識.....	- 7 -
1.1 日本における貧困の実態	
1.1.1 貧困の定義	
1.1.2 相対的貧困を用いる理由	
1.1.3 相対的貧困率の国際比較	
1.1.4 子どもの貧困率の国際比較	
1.1.5 国内に置ける子どもの貧困の動向	
1.1.6 子どもの貧困の問題点	
1.2 日本における政策の現状	
1.2.1 児童手当と児童扶養手当	
1.2.2 生活保護	
1.2.3 子どもの貧困対策の推進に関する法律	
1.3 問題意識	
先行研究及び本稿の位置づけ .....	- 16 -
2.1 先行研究	
2.1.1 相対的貧困の規定要因に関する先行研究	
2.1.2 子どもの貧困に関する先行研究	
2.1.3 貧困に対する政策の評価に関する先行研究	
2.2 本稿の位置付け	
理論・分析.....	- 18 -
3.1 仮説検証	
3.2 使用するデータ	
3.3 分析の枠組み	
3.3.1 推定モデル	
3.3.2 変数選択	
3.3.3 記述統計	

- 3.4 分析結果
- 3.5 分析結果の解釈

**政策提言 ..... - 23 -**

- 4.1 政策提言の方向性
- 4.2 養育費の支払い率の向上に関する政策提言
  - 4.2.1 養育費を取り巻く現状
  - 4.2.2 政策提言
- 4.3 教育期待を高める政策提言
  - 4.3.1 教育期待を取り巻く現状
  - 4.3.2 政策提言

おわりに

**先行研究・参考文献 ..... - 28 -**

# はじめに

本研究では、日本の子どもの貧困問題について実証分析を行い、問題の解決を目的とした政策提言を行う。

日本が GDP 世界第 3 位に位置するほどの経済大国であることは周知の事実である。しかし、それほど発展した日本においても貧困問題は大きな社会問題として存在している。その中でも、近年、注目を集めているのが子どもの貧困問題である。子どもの貧困は、貧困問題と比べて 2 つの特異性をもつ。一つは貧困家庭で育つことによって、将来にも貧困に陥るリスクが高まるという世代間連鎖がおきやすいこと。そして、原因が子ども本人にならないことである。生まれた環境によって、将来を決められかねないこの問題は決して個人の責任ではなく、社会全体の問題といえるだろう。

子どもの貧困問題に対して、日本政府は 2014 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、対策を始めた。2019 年には、法律の改正も行われ、活発に議論も進められている。法律の制定以前から子どもの貧困に対して支援を行っている団体は存在していたが、日本において子どもの貧困という問題が大々的に認知されたのは他の先進国と比べて遅かったといえる。

本稿では、子どもの貧困に対して影響力のある要因を分析し、それに対して現行の政策、制度がどのように効果を与え、問題の解決に寄与しているかを定量的に分析し、政策を提言することを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。第 1 章では、子どもの貧困の定義や特徴を示し、国際比較を行い、日本の子どもの貧困に対する取り組みを示すことで現状を分析する。第 2 章では、子どもの貧困に関する先行研究をまとめる。第 3 章では、本稿における仮説を提示し、子どもの貧困に陥る要因を分析する。第 4 章では以上の議論をもとに政策の提言を行う。

# 現状分析・問題意識

---

## 1. 日本における貧困の実態

貧困を議論するためには、まず「貧困とはどのような状態を指すのか」について明らかにする必要がある。そのため、社会保障分野において用いられる貧困の概念とその指標について解説を行い、本稿における貧困を定義する。その後、国際比較や世帯構成別の比較から、日本における貧困の現状を確認していく。

### 1.1 貧困の定義

岩田（2007）では、「貧困は、人々の生活状態を「あってはならない」と社会が価値判断することで「発見」されるもの」としており、この「あってはならない」という程度は社会によって左右される抽象的な概念である。したがって、何らかの方法によってこの「貧困」に状況を定義し、測定する必要がある。橘木・浦川（2007）をはじめとし、社会保障の分野においては、通常「貧困線」を用いてこれを判断し、この貧困線（poverty line）を下回る個人または世帯を貧困として認定する。

この貧困線自体をどのように決定するのかは、大きく分けて「絶対的貧困」と「相対的貧困」の考え方がある。阿部（2008）によれば、絶対的貧困とは、社会の制度や環境を考慮することなく、人々が生活するために必要なものを欠いている絶対的な水準に注目する概念であり往々にして生活に最低限必要な衣食住に関する生活費を貧困線とみなす事が多いという。

他方、相対的貧困は、社会全体の標準的な生活水準からの乖離、つまり他者との相対的な比較によって貧困という状態を捉えようとする。先進諸国のように社会資本や社会保障制度が十分に整備され、飢餓のような問題は社会問題として生じない段階にある国では、この相対概念による貧困測定がよく用いられる。つまり、社会の諸活動へ参加する機会を十分に得られるかどうか貧困であるかどうかの焦点となるのである。これは所属する社会によって程度が異なるため、それに応じて可処分所得の中位値の60%以下や50%以下といった基準が採用<sup>2</sup>される。たとえば、OECD（経済協力開発機構）では、相対的貧困率を、

---

<sup>2</sup> 日本やOECDでは50%を貧困線としているが、EUなどでは60%を貧困線としている。

手取りの世帯所得（収入から税や社会保障費を差し引き、年金やその他の社会保障給付を加えた額）を世帯人員の平方根で除した値の中央値の 50%を貧困線として、その額に満たない世帯所得の人の全体に対する割合を示したものとしている。

貧困を測定するための指標は他にも存在し、それらは大きく「金銭的指標」と「非金銭的指標」に分けられる。上述の絶対的貧困や相対的貧困は金銭的指標には、相対的貧困率に分類され、これらの他にもジニ係数や貧困ギャップ、エンゲル係数などがある。これらは単身の場合には貧困の測定として機能するが、世帯構成員、とりわけ子どもの貧困に対しては十分な測定ができない可能性があるという欠点を抱えている。実際に世帯の収入はあっても、それが子どもに還元されていないというケースを見過ごす可能性があるためである。それに対して、物質的剥奪指標のような非金銭的指標は、子どもに必要なものがあるかどうかを判断基準とするため、実態を反映しやすいという利点がある。本研究では貧困の定義として相対的貧困を採用したが、その理由を次節で述べる。

## 1.2 相対的貧困を用いる理由

卯月、末富(2015)は相対的貧困の家庭で育つことは学力に負の影響を与えると主張している。また、阿部(2008)は相対的貧困の家庭で育つことによって、健康の格差を生むことや、虐待のリスクを高めるとしている。このように相対的貧困は、絶対的貧困と異なり、生命の危機に瀕するかを判別するものではない。しかし、相対的貧困は生まれついた時点での不利を生じさせるものであり、この問題の解決には大きな意義がある。

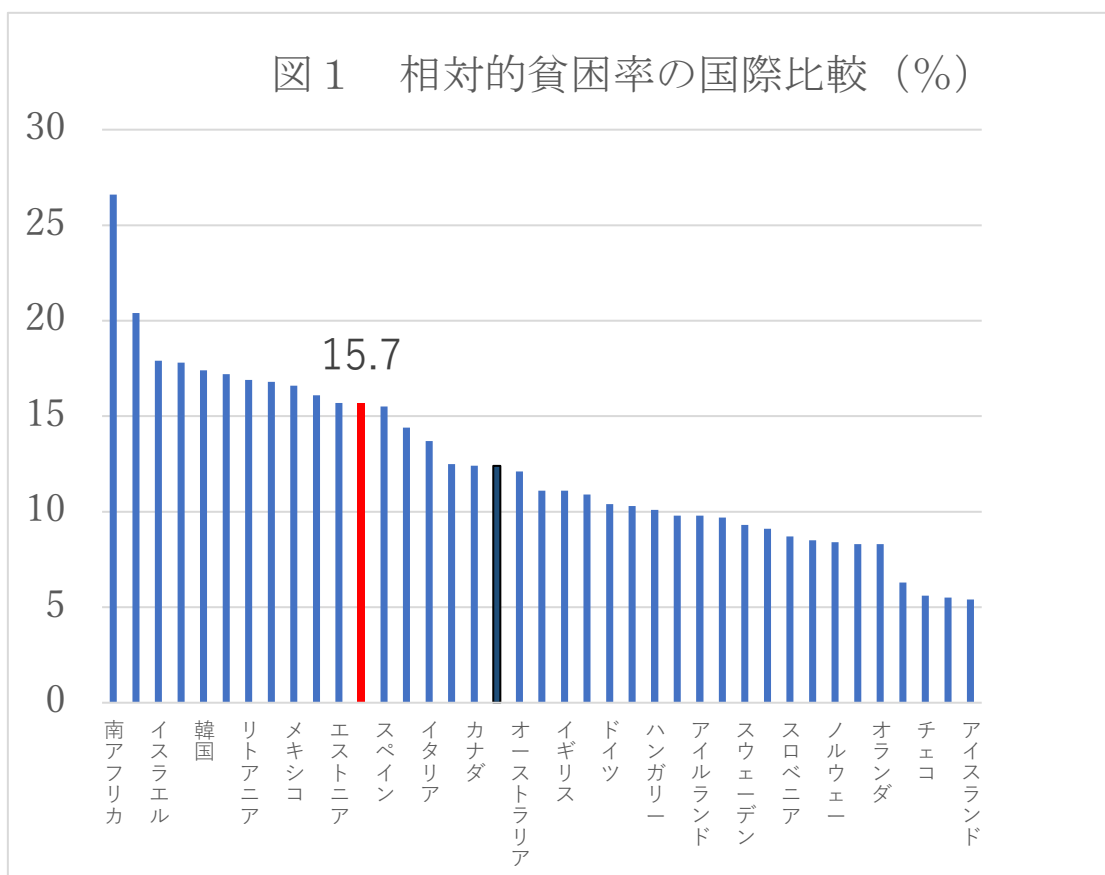
また、橘木、浦川(2007)によると、相対的貧困は飢餓のような状況が大きく社会問題として取り上げられていない国々で採用される貧困の定義であり、そうした国々が共通の定義を用いているため、国際比較の信頼性を保持できる指標である。国際比較をする際に、国ごとに独自の指標を用いていると他国との比較を行うことはできず、国際的な立ち位置を知るのは難しい。このような観点からも相対的貧困を本研究の貧困の定義とする意義はあるといえる。

## 1.3 相対的貧困率の国際比較

前項までで説明した相対的貧困という概念を用いて、日本の国際的な立ち位置を確認してみる。図1は、2017年時点までのOECDによる調査結果を使ってOECD加盟国の相対的貧困率を高い国から順に並べたものである。



この図から分かる通り、欧州、特に社会保障制度の手厚い北欧で相対的貧困率は低く、南欧や東アジア、米国大陸で高い傾向にある。特徴的なのは、経済規模では非常に大きな日本や米国で相対的貧困率が高いということであり、OECD 平均の 12.4%に対して日本は 15.7%と高い値にある。これは 7 人に 1 人以上の割合で相対的貧困が発生していることを意味しており、OECD30 カ国ではワースト 5 位であり、G7（先進 7 か国）で考えればワースト 2 位である。



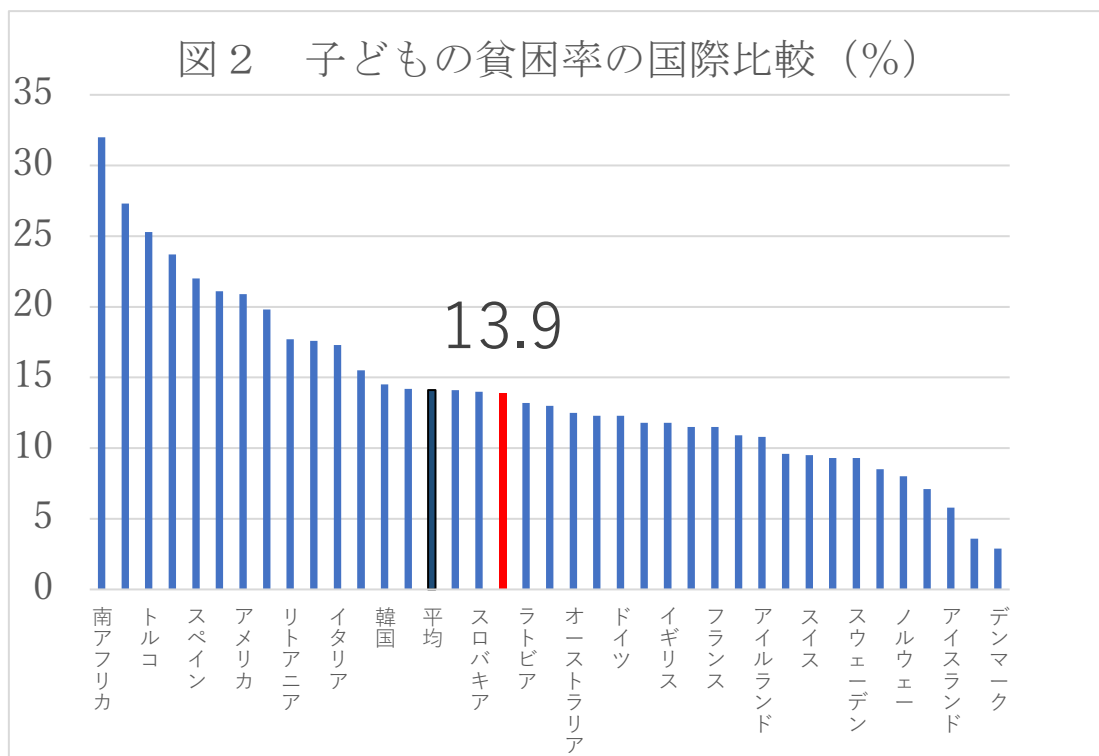
出典：OECD DATA “poverty rate” より筆者作成

## 1.4 子どもの貧困率の国際比較

前項では、全ての年齢を対象とした相対的貧困率を扱ったが、この節では 17 歳以下の子どもに調査対象を絞った子どもの貧困率の国際比較を行う。

図 2 は子どもの貧困率の国際比較を表したものである。ここでも全体の相対的貧困率と同様の傾向がみられ、欧州、特にデンマークやフィンランドといった北欧諸国で突出して低い相対的貧困率となっている。一方で、平均を下回っているのは南欧や中東欧、東アジア

ア、米国大陸となっている。日本については13.9%とOECDの平均の12.8%よりも1.1%ポイントほど高く、G7の中ではワースト3位となっている。



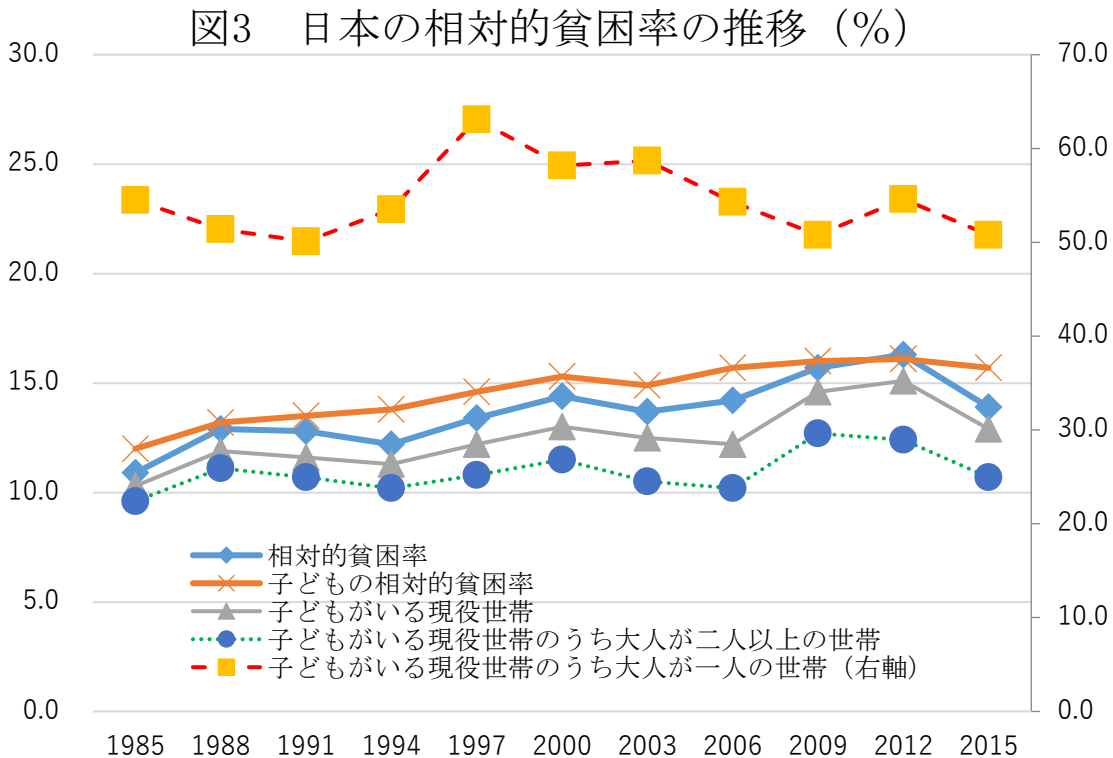
出典：OECD DATA “poverty rate” より筆者作成

## 1.5 国内における子どもの貧困の動向

ここまで、国際比較によって日本の貧困について確認をしてきたが、貧困の分布は個人や世帯の環境によっても大きく左右されると考えられる。そのため、本項では日本の貧困の現状をセグメント毎により詳細に見ていくことにする。図3は日本の相対的貧困率、子どもの貧困率、世帯構造別の子どもの貧困率を1985年から2015年の期間をグラフにしたものである。このグラフをみると、相対的貧困率と子どもの貧困率は1985年にそれぞれ10.9%、12.0%という値をとっており、2015年には前者が13.9%、後者が15.7%と上昇している。子どもの貧困率は1985年が最小で10.9%であり、2012年が最大で16.3%という値をとっている。よって、1985年から日本には少なくとも10人のうち1人の子どもが相対的貧困に陥っていたといえることができる。

また、世帯構造でみると、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率が高いことがわかる。これは、一人親世帯のことを示

しており、二人親世帯との金銭的状況の違いが日本における特徴の一つといえる。



出典：「平成 29 年版厚生労働白書—社会保障と経済成長」より、筆者作成

## 1.6 子どもの貧困の問題

この節では日本の子どもの貧困の状況を国際比較や日本国内の推移を紹介し説明してきた。この項では、なぜ子どもの貧困が解決すべき問題なのかについて示す。

理由は3つあり、1つ目は親の貧困によって子どもが貧困になってしまうことである。つまり、子どもは全く無責任なのにも関わらず貧困に直面してしまう。子どもは生まれてくる親を選ぶことはできないため、貧困世帯に生まれた時点で不利を背負うことになる。また、子どもはその状態を自力で打開する力は持っておらず、その状況に甘んずることしかできない。大人の貧困であるならば、就業や生活の支援などを通して問題の解決を図れるかもしれないが、子どもにそれは難しい。この点で子どもの貧困は、全年齢を対象とした貧困と異なる性質をもっている。

2つ目は貧困の影響が成人しても続く可能性が高いということである。阿部(2012)や卯月(2013)は親の貧困により子どもの健康や学校外学習時間に負の影響を与えることを明ら

かにした。健康の悪化や学習時間の低下により、貧困ではない家庭の子どもと差が生まれ、将来に渡ってもこうした差が反映される可能性は高い。

3つ目はマクロ経済への長期的な影響があることである。日本財団・三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2015)の試算によると、子どもの貧困を放置することで生涯所得が2.9兆円減少し、税・社会保証負担額が1.1兆円増加する。

以上をまとめると、子どもの貧困は子ども本人が無責任にも関わらず、生まれた時点で不利を背負ってしまい、その不利が将来にも影響を及ぼすという特徴をもっており、それが社会全体に与える経済的損失も大きい。そのため、子どもの貧困問題は大人の貧困とは性質が異なり、全年齢を対象とした貧困問題もさることながら、子どもに特化した対策が望まれるといえる。

## 2 日本における政策の現状

前節では、日本の貧困について国際比較や世帯別比較を通じて現状を確認し、子どもの貧困を解決する意義を示した。本節では、このような子どもの貧困に対しての取り組みである、児童手当や児童扶養手当、生活保護について紹介を行う。また、2014年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」についての説明を行う。

### 2.1 児童手当と児童扶養手当

児童手当と児童扶養手当は異なる制度ではあるが、子どもの貧困世帯への補助と考えられるものである。児童手当とは、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方を対象とした制度である。支給される額は養育している児童の年齢によって異なり、3歳未満は一律で15,000円、3歳以上小学校終了前は10,000円（第3子以降は15,000）円、中学生は一律10,000円が月額として支給される。

一方、児童扶養手当とは、条件を満たす児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護している母、父、又は、母もしくは父に代わって児童を養育している人（養育者）を対象とした制度である。条件とは、父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が重度の障害にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童、父又は母から1年以上遺棄されている児童、父又は母が裁判所からの保護命令を受けている児童、父又は母が1年以上拘禁されている児童、婚姻しないで生まれた児童、父・母ともに不明である児童

(孤児など)といったものが設定されており、児童手当とは異なり対象が絞り込まれてると言える。支給される額は養育している人数によって異なり、1人の場合は全額支給で42,910円、2人の場合10,140円が加算、3人目以降の場合は6,080円が加算されていく。

## 2.2 生活保護について

生活保護は生活に困窮する人々に行われる支援である。生活保護を受けるためには、資産をもっていないこと、働くことができないこと、他の公的な補助を受けられないこと、親族からの支援を受けられないことという4つの条件を満たした上で、世帯収入が最低生活費に満たないという要件を満たす必要がある。生活保護は世帯単位で行われるため、これらの条件は全て世帯全体で判断される。また、基準となる最低生活費は厚生労働大臣の定める基準で計算されるものを用いる。支給される額は、収入が基準となる最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として決定される。収入としては、就労による収入や、年金などの社会保障給付、親族による援助などを認定する。

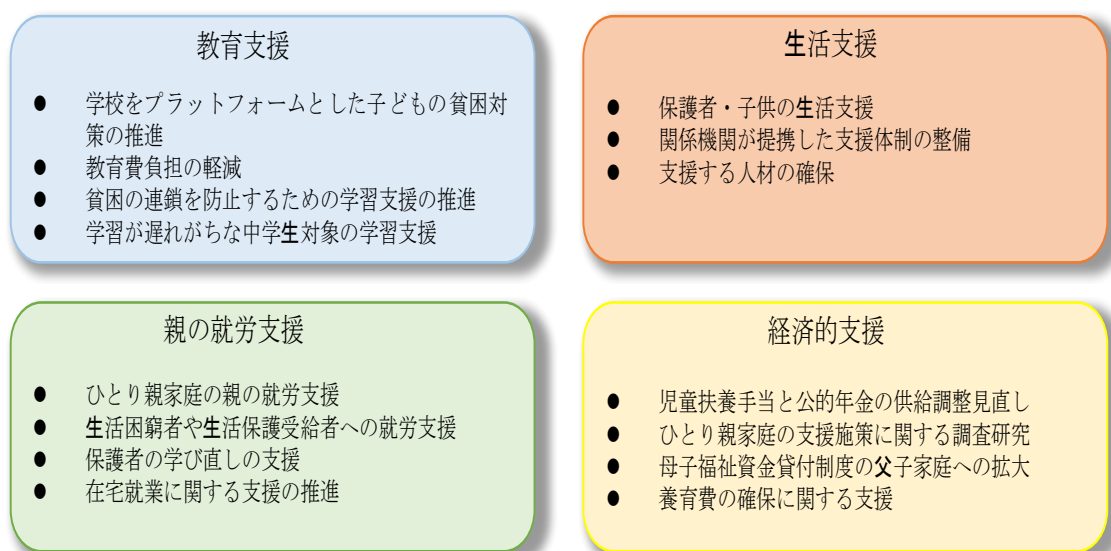
生活保護を受けるためには、申請した時点で生活状況や、預貯金、保険、不動産や就労可能性の調査などが行われる。こうした調査を経て生活保護の受給が可能となる。また、生活保護の受給中は収入の状況を毎月申告する必要がある。更に、福祉事務所のケースワーカーによる訪問調査が年に数回あり、就労に向けた助言や指導などが行われる。

## 2.3 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困に関して、政府は、2014年の1月17日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行した。この法律に基づき、同年の8月29日には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。この大綱では、子どもの貧困対策の目的として、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図る」と掲げられている。また、子どもの貧困対策の効果を調査するために、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率や中退率、大学進学率をはじめ、子どもの貧困率など10種類の指標を設けている。また、2019年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、都道府県、市町村で子どもの貧困対策の計画をし、努力をすることが明文化された。

こういった指標の改善を図るために、教育、生活、親の就労支援、経済的支援と大きく4つの支援が明記されている。以下の図4はそのまとめである。まず教育の支援では、少人数での習熟度別授業や、放課後補修など学校をプラットフォームとした活動をはじめ、幼児教育の質の向上や、就学や大学進学に関する支援も政策に含まれている。次に生活支援では、親と子どもの健康や食事に関する支援が挙げられており、親の就労支援では、学び直しの機会の提供や勤労機会の確保が挙げられている。最後に経済的支援では、児童扶養手当や母子福祉資金貸付制度といった制度の見直しが盛り込まれている。

図4 当面の重点施策



内閣府(2014)「子どもの貧困に関する大綱」より、筆者作成

### 3 問題意識

前節までは子どもの貧困の現状についてみてきたが、本節では、子どもの貧困による問題と本稿における目的について述べる。

子どもの貧困には、第1節で指摘したように世代間連鎖が起こり、貧困の状態から抜け出せなくなってしまうという問題がある。これは、貧困の家庭で子ども時代を過ごすことによって、学習機会の剥奪や健康への影響といった不利をはじめ、多くの経路によって生

じる。また、第2節で紹介したように貧困対策は行われているが、法律が施行されてからまだ5年ほどしか経過しておらず、その評価は明確ではない。どのような対策が有効なのかは検証の最中である。

本稿では、子どもの貧困に陥る要因を示し、それに対し現行の政策の効果について計量経済学的手法を用いて定量的に分析を行い、その分析結果をもとに追加的な政策提言を行うことを目的とする。

# 先行研究及び本稿の位置づけ

---

## 2.1 先行研究

### 2.1.1 相対的貧困の規定要因に関する先行研究

貧困という社会問題が日本で注目を集めたのは1990年代後半以降であり、西欧諸国と比べてデータの蓄積は少ないものの、日本における相対的貧困に焦点をあてた研究は存在する。ここでは日本の相対的貧困の実態とその規定要因を分析した研究を紹介する。

橘木、浦川(2007)は所得再分配調査(1996-2002)の個票データを用いた分析を行った。この分析では、1990年代半ば以降の貧困レベルが拡大していることを明らかにした後、プロビット推定により母子世帯、高齢者1人世帯、単身世帯といった世帯類型の貧困率が高いことを示した。また、母子世帯は貧困世帯に占める割合はさほど大きくはないが、貧困率が非常に高いという点を指摘した。

また、田辺、鈴木(2018)は住宅・土地統計調査を使用し、OECD準拠法で貧困線を設定し、都道府県別の貧困率を算出し、それに基づく貧困の分析を行った。またその結果である都道府県別の相対的貧困率を被説明変数、33種類の社会経済的要因を説明変数として非線形重回帰分析を行い、都道府県の貧困格差の影響要因を探った。分析の結果、失業率が最大の影響要因であり、他にもニートや最低賃金、教育費、中卒、高卒、単身世帯が都道府県の貧困率格差を統計的に有意に説明する変数だと明らかにした。

森山(2012)は男女間で貧困を規定する要因が異なることを指摘した。男性は現職での階層的な地位が、女性は婚姻状況や、配偶者の階層的地位が当人の貧困リスクに影響しているとした。性別差によって対策が異なることを示唆している。

### 2.1.2 子どもの貧困に関する先行研究

これらは全年齢を対象とした相対的貧困の分析である。ここで、子どもの貧困に対象を絞った先行研究を紹介する。斉藤(2017)は、中学生とその母親を対象とした社会調査データをもとに、義務教育終了段階にある子どもを含む世帯が相対的貧困に陥る要因と相対的貧困と子どもの地位達成との関連を教育期待に焦点を当てて分析を行った。分析の結果か



ら、低学歴層、母子世帯、世帯主が非正規雇用であることが相対的貧困に影響を与えているとことを明らかにした。また、母親自身の15歳時点での貧困の経験が世帯・家族的属性を介して、現在の貧困のリスクを高めることも指摘した。

また、Child poverty in the OECD(2018)はOECD加盟国の貧困の状況をまとめたものである。第2章でOECD加盟国の貧困の傾向を紹介していて、貧困に無職の親の世帯の子どもや、1人親世帯の子どもは貧困に陥りやすいことを主張している。

### 2.1.3 貧困に対する政策の評価に関する先行研究

ここまで相対的貧困を規定する要因の分析を行なった先行研究を紹介したが、次に貧困対策についての研究を示す。柴田(2016)は子どもの貧困を減らす政策について、児童手当、保育サービス、共働き、ワークシェアリング、失業給付・住宅補助・生活保護、離婚予防が与える影響についての分析を行った。分析の結果から、児童手当支出が増えること、保育サービス支出が増えること、女性労働力率が増えることは子どもの貧困率を下げることが判明した。また、ワークシェアリング、失業給付や離婚予防も有効であるとされている。

## 2.2 本稿の位置付け

以上では、貧困の規定要因分析や子どもの貧困に関する先行研究を紹介した。全年齢を対象とした貧困の要因分析はあるものの、子どもの貧困を対象を絞った要因分析は少ない。しかし、政策を評価する上で子どもの貧困の規定要因を検証することは重要である。

本稿では、ひとり親となったきっかけが離別か死別かで子どもの貧困になるリスクの差異と教育期待が相対的貧困に与える影響を分析する。これらは先行研究では検証されてこなかったものであり、初めての実証分析であるといえる。また、本稿では、2014年に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律の効果も分析している点で新規性をもつといえる。以下では、日本における子どもの貧困の状況を定量的に分析し、その結果に基づく政策提言を行う。

# 理論・分析

---

## 3 分析—ロジット分析による要因分析

### 3.1 仮説検証

本稿の目的は、子どもの貧困に対して影響力のある要因を分析し、それに対して現行の政策・制度がどのように効果を与え、問題の解決に寄与しているかをロジット分析により明らかにすることである。

本稿では、以下の四つの仮説を立てる。一つ目に、子どもの貧困対策法は相対的貧困に対して負の影響を持つと仮定する。これを子どもの貧困対策法ダミーを用いてその係数を推定する。1. 1.5項で確認したように、子どもの貧困対策法を制定して以降子どもの貧困率は低下した。これはこの政策が子どもの貧困に対して効果があったと考えられる。

二つ目は、ひとり親に関して、離別は死別と比べて相対的貧困に陥るリスクが高いと仮定する。ひとり親世帯に関して、ひとり親になる原因は離別（離婚）すること、死別すること、未婚で子どもを授かることである。しかし、この中で死別の場合は、配偶者が厚生年金に加入している場合、遺族年金を受け取ることができるため、ひとり親であっても所得は多くなると考えられる。一方、離別に関しては養育費の支払いがなされないなど、離婚後に親がひとりで生活費を賄わなければならないため、貧困に陥る可能性が高い。

三つ目に、中学3年時の教育期待の高さが相対的貧困に負の影響を持つと仮定する。これは、中学3年時より将来の進学に関して期待を持つことでより学習に意欲的に取り組むことでより学歴が高くなり、所得の高い職につくことで貧困から免れる。また、これより四つ目の仮説として、中学3年時の教育期待の高さと大卒ダミーの交差項が相対的貧困に負に影響すると仮定する。

### 3.2 使用するデータ

本節では、本稿の分析で使用するデータについて記述する。

日本の子どもの貧困率の分析をするにあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブより「東大社研・若年パネル調査（JLPS-Y：以下 JLPS-Y と略記） wave1-9, 2007-2015」、 「東大社研・壮年パネル調

査（JLPS-M：以下 JLPS-M と略記）wave1-9，2007-2015」（東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクト）の個表データの提供を受けた。

JLPS-Y および JLPS-M は日本で数少ないパネルデータであり、層化二段無作為抽出法で抽出されている。これらのデータは、JLPS-Y は 2006 年 12 月末現在で 20 歳から 34 歳の「若年層」を対象としたもので、JLPS-M は 35 歳から 40 歳の「壮年層」を対象としたものであり、2007 年から 2015 年にかけて行われた。

### 3.3 分析の枠組み

#### 3.3.1 推定モデル

本稿では 3.1 節の仮説を検証すべく、斉藤(2017)のモデルを参考にし、子どもの貧困の規定要因を変数効果ロジット分析により推定する。モデルは以下の通りである。

$$\ln\left(\frac{p_{it}}{1-p_{it}}\right) = \mathbf{X}_{it}\beta + \epsilon_{it}$$

( $p_{it}$ :子どもの貧困に陥る確率、 $\mathbf{X}_{it}$ :説明変数)

#### 3.3.2 変数選択

被説明変数は、子どもの貧困率である。子どもの貧困率は子どもがいる世帯で、手取りの世帯所得を世帯人員の平方根で除した値の中央値の 50%を貧困線とし、その貧困線を下回る世帯所得の世帯の割合のことである。しかし、JLPS-M/JLPS-Y の質問項目は税金等を引く前の世帯所得であるため、本稿では税込み世帯所得により相対的貧困および子どもの貧困を定義する。

つづいて、説明変数について説明する。まず家族構成を表す変数として、家族構造（母子世帯、父子世帯、3 世代世帯）、18 歳未満の子どもの数を使用する。また、学歴を表す変数として、親学歴（父親学歴、母親学歴）、さらに祖父母の学歴を使用する。また、親の職業を表す変数として親の現職を採用する。さらに、婚姻形態を表す変数として、死別ダミー、離別ダミーを使用する（ref. 既婚）。また、地方別の要因を制御するため、地方ダミーをいれる。

#### 3.3.3 記述統計

本稿の分析で使用する被説明変数と説明変数の記述統計量を以下の表 5 に示す。

表5 記述統計量

記述統計				
変数	平均	標準偏差	最小	最大
子どもの貧困率	0.129	0.335	0	1
子どもの数	1.842	0.745	1	5
母子世帯	0.018	0.132	0	1
父子世帯率	0.002	0.046	0	1
3世代世帯	0.200	0.400	0	1
親大卒	0.494	0.500	0	1
配偶者大卒	0.400	0.490	0	1
祖父大卒	0.229	0.420	0	1
祖母大卒	0.122	0.327	0	1
教育期待	0.527	0.499	0	1
失業者	0.165	0.371	0	1
非正規雇用・パート	0.183	0.387	0	1
経営者	0.026	0.160	0	1
離別	0.025	0.156	0	1
死別	0.0001	0.012	0	1
サンプルサイズ		7494		

出典：筆者作成

### 3.4 分析結果

以下、表6は分析結果を示す。統計ソフトはR 3.4.3を用いた。

表6 変数効果ロジット分析の結果

変数効果ロジット分析				
変数	係数		標準誤差	オッズ比
(切片)	-3.7034	***	0.3914	0.0246
子ども数	0.4512	***	0.1014	1.5701
家族構造 (ref. 二人親世帯)				
母子世帯ダミー	2.2316	***	0.5030	9.3149
父子世帯ダミー	-4.2571	***	1.5686	0.0141
3世代世帯ダミー	0.5560	***	0.1494	1.7430
学歴 (各大卒・大学院卒=1)				
親学歴	0.5420		0.3367	1.7194
配偶者学歴	-1.4971	***	0.2566	0.2238
祖父学歴	-0.2131		0.3088	0.8080

祖母学歴	-0.1872		0.4011	0.8292
現職 (ref. 正社員)				
経営者	-2.2770	***	0.7941	0.1025
非正規・パート	0.4744	**	0.2116	1.6070
自営業	0.4004		0.3582	1.4924
官公庁	-1.0276	**	0.5051	0.3579
家庭従業者	1.0399	**	0.5089	2.8289
失業者	1.5505	***	0.2218	4.7121
婚姻形態 (ref. 既婚)				
離別	1.9456	***	0.4669	6.9975
死別	18.993		387.16	
地方ダミー (ref. 近畿)				
北海道	-0.2586		-0.2586	0.7211
東北	-0.4941		0.4145	0.6011
関東	-1.6449	***	0.3590	0.1930
北陸	-0.8693	*	-0.8693	0.4192
東山	-0.0444		-0.0444	0.9565
東海	-0.7752	*	-0.7752	0.4606
中国	-0.6498		-0.6498	0.5221
四国	0.7011		0.70101	2.0159
九州	0.3747		0.3747	1.4546
教育期待	-0.2562		-0.2562	0.7740
教育期待*親大卒	-1.1656	**	0.4694	0.3118
子どもの貧困対策法ダミー (2014~2015=1)	-0.3153	**	0.1347	0.7296
サンプルサイズ	7494			
対数尤度	-2020.62			

\*\*\* 1%有意、\*\* 5%有意、\* 10%有意

出典：筆者作成

### 3.5 分析結果の解釈

まず、子どもの貧困対策法ダミーについて 5%水準で統計的に有意であった。係数の符号はマイナスなので、子どもの貧困対策法は子どもの貧困に対して、一定の効果があったといえる。

次に、教育期待について、その係数は有意とならず、教育期待と大卒の交差項のみが 5%水準で統計的に負に有意となった。これは、教育期待が高いこと自体ではなく、教育期待が高いことによってより高い学歴を得ることによって貧困から免れることが分かる。

また、離別と死別に関して、離別ダミーは統計的に正に有意であった。しかし、死別ダミーに関しては標準誤差が大きく、係数が有意とはならなかった。死別によるひとり親世帯は、数が少ないため、標準誤差が大きくなったと考えられる。離別した場合、本来であれば子どもの教育にかかる費用などは養育費でまかなわれるはずだが、養育費が支払われているのはごくわずかで、多くの世帯では養育費の支払は行われていないことが考えられる。

その他の変数について、子どもの貧困率を高める変数は、子ども数、母子世帯ダミー、3世代世帯ダミー、非正規・パートダミー、家庭従業者ダミー、失業者ダミーであった。これは先行研究で示される結果とおおむね一致している。

以上より、教育期待を高めるような政策、および離別したひとり親に対する政策が効果的であると考えられる。

# 政策提言

---

本章では、これまでの議論を踏まえた上で政策の提言を行う。そのため、第1節では理論・分析より明らかになったことを示し、また政策提言の方向性を示す。続く第2節では、1つ目の政策提言として養育費の問題に関する政策提言を扱う。最後に第3節では、教育期待に基づく政策提言を行う。

## 4.1 政策提言の方向性

これまでの分析より、離別したひとり親に対する政策と教育期待を高める政策を考える。離別したひとり親が相対的貧困に陥るリスクが高いのは、離別した際の養育費の支払いが日本では十分に行われていないことが原因と考えられる。厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査結果によると離別したひとり親が養育費を受給していない世帯は過半数を超えていることがわかり、この状況の改善が必要と考えられる。

また教育期待が低いことは、学校において教育が将来に与える影響などを考える機会がないことが原因と考えられる。そのため、教育について考える機会は平等に保証されておらず、家庭や塾などのコミュニティによる影響が大きく個人差が激しいと考えられる。相対的貧困層の子どもはそうでない子と比べて塾などのコミュニティに所属する機会が少なく、教育について考えるきっかけが少ない。したがって、教育について考える場を相対的貧困層の子どもたちに提供する場所が必要だと考えられる。

以上の結果を踏まえ、養育費の支払いの改善と、「子ども食堂」におけるコミュニティ作りの2つの政策を提言する。

## 4.2 養育費の支払い率の向上に関する政策

### 4.2.1 養育費を取り巻く現状

厚生労働省の平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告によると、調査時点での養育費の受給率は以下の表3で示される。図3より分かるように、養育費を受けたことがないという回答が双方で過半数を超えている。

表7 養育費の受給状況 (%)

	母子家庭	父子家庭
現在も養育費を受けている	24.3	3.2
養育費を受けたことがある	15.5	4.9
養育費を受けたことがない	56	86
不詳	4.2	5.8

出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査より筆者作成

政府は養育費受給率の問題に対して、2007年に創設した養育費相談支援センターを設置することで相談支援を行っている。以下の表4は2006年と2016年の母子家庭<sup>3</sup>の養育費受給率の比較である。しかし、表8より分かるようにこの10年間で養育費を受けたことがないと回答した人の割合は3%ほどしか変化していない。相談支援を行っているが依然として、過半数が養育費を受けたことがないと回答している。

表8 母子家庭の養育費受給率の比較 (%)

	2006	2016
現在も養育費を受けている	19	24.3
養育費を受けたことがある	16	15.5
養育費を受けたことがない	59.1	56
不詳	5.9	4.2

出典：平成18年度全国母子世帯等調査結果報告  
平成28年度全国ひとり親世帯等調査より筆者作成

前項より政府の相談支援をするだけでは、養育費の受給率の劇的な改善にはつながらなかったといえる。相談だけでは限界があり、そもそもの制度を変えない限りは現状は変わらないと考えるので、養育費制度の改革を提言する。

<sup>3</sup> この時点では父子家庭も調査対象になっていなかった。



#### 4.2.2 政策提言

養育費制度の改革として、養育費の事前取り決めの徹底を提言する。平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告によると、養育費の取り決め状況は母子世帯で 42.9%、父子世帯で 20.8%である。両者ともに過半数は養育費の取り決めをしておらず、この状況を改善することが養育費の受給状況の改善に寄与すると考えられる。

養育費の取り決めがなされていない現状を改善するためには、養育費の取り決めの強制が有効であると考えられる。離婚段階での手続きに、子どもがいる場合は養育費の取り決めを含めることにより、養育費に関する取り決めをしているひとり親世帯の割合は高まる。

この政策は補助金ではないため大量の財源を必要とせず、実現可能性は高いと考えられる。

### 4.3 教育期待を高める政策

#### 4.3.1 教育期待を取り巻く現状

本稿の分析では、教育期待が低いことに対して考えられる背景を考えた。本項では、具体的な政策について説明していく。教育期待を高めるためには、多様な人と密なコミュニケーションを取れる場を作ることが重要だと考えられる。これは、子どもは親や教師、友人などの周囲の環境を受けて将来への考え方が形成されていくという前項で説明した主張に基づくものである。相対的貧困世帯の子どもは習い事や塾などの機会が得られ難く、コミュニティを広げる機会が少ないと考えられる。こうした状況では教育に対する考え方、将来への希望は狭いコミュニティの影響を受けてしまうといえる。

また、日本において学校で教育が将来に与える影響やそれ自体の意義を扱うことがほとんどないことも人による考え方の差に影響を与えられると思われる。個人の教育に対する考えというのは、周囲から与えられる影響が大きいものである。現状では教育期待を高める要因は個人に依存しているといっても過言ではない。しかし、教育期待が高いほど相対的貧困になるリスクが減ることは本稿の分析で判明したため、教育が将来に及ぼす影響等を考えるきっかけや場を作っていくことは必要といえる。

#### 4.3.2 政策提言

以上より、本稿では相対的貧困世帯の子どもにとって、教育が将来に与える影響等について考える場としての「子ども食堂」を提言する。子ども食堂の効果としては、貧困対策や居場所づくりが挙げられる。子どもという名前がついてはいるものの、参加する保護者や地域住民のコミュニティとしての機能もあると言われている。そうした場所において相対的貧困世帯の子どもに授業ではなく、教育について考えるきっかけを与えられるようにするというのが本稿の提言である。

「子ども食堂」の実施者が評価する効果は町田・長井・吉田(2018)で示されており、食事の支援という範囲に留まらず、子ども、大人、地域住民の精神面に与える影響も大きい。そうした多数の人がいる場で、教育についての話の場を設けることは教育について多様な価値観の形成につながると考えられる。相対的貧困世帯の子どもはそうでない子どもよりも新しいコミュニティをもつ可能性は低いため、「子ども食堂」が教育面でもたらず効果は大きいと思われる。また、既存のシステムの機能拡張のため、新たな制度を導入する必要はなく実現可能性は高いと考えられる。

## おわりに

本稿では、近年になって対策が講じられ始めた子どもの貧困問題を対象とし、その要因分析と政策の評価を行った。分析の結果、離別したひとり親に対する支援と教育期待を高めることが有効な政策だと判明した。そして、養育費の支払いに関する政策と子ども食堂に関する政策を提言した。

しかし、本稿にも課題がある。この分析では相対的貧困率という指標を採用しているため、金銭面からしか貧困を評価できないという制約があった。政府の打ち出した政策の中には貧困層の子どもたちの居場所を確保するものをはじめ、金銭面以外で効果が考えられるものもあり、今回の分析ではそういった政策は対象とすることが不可能となっていた。そうした非金銭的な側面をもつ政策の定量的な評価を行うことなしでは、政府の全ての政策に対する評価をしたとはいえない。今後、そうした非金銭的な指標に基づく分析も行う必要があるといえるだろう。

最後に本稿が我が国における子どもの貧困問題解決の一助となることを願い、本稿を締めくくる。

# 先行研究・参考文献

---

## 主要参考文献

- Thévenon, O., et al. (2018), "Child poverty in the OECD: Trends, determinants and policies to tackle it", OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 218, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/c69de229-en>.
- 齊藤知洋(2017)「子どもの貧困と中学生の教育期待形成」『社会学年報』, No. 46, pp. 127-138
- 柴田悠(2016)「子育て支援が日本を救う——政策効果の統計分析」勁草書房
- 橋木俊詔, 浦川邦夫(2007)「日本の貧困と労働に関する実証分析」『日本労働研究雑誌』, No, 563 p. 4-19
- 田辺和俊, 鈴木孝弘(2018)「都道府県の相対的貧困率の計測と要因分析」『日本労働研究雑誌』 692 p. 45-58
- 森山智彦(2012)「職歴・ライフコースが貧困リスクに及ぼす影響 性別による違いに——注目して」『日本労働研究雑誌』 619, pp. 77-89. 労働政策研究・研修機構.

## 引用文献

- 阿部彩(2008)『子どもの貧困-日本の不公平を考える』岩波新書
- 阿部彩(2012)「子どもの健康格差の要因—過去の健康悪化の回復力に違いはあるか—」、『医療と社会』 22(3), 255-269.
- 岩田正美(2007)「現代の貧困-ワーキングプア/ホームレス/生活保護」筑摩書房
- 卯月由佳, 末富芳(2015)「子どもの貧困と学力・学習状況:相対的貧困とひとり親の影響に着目して」、『国立教育政策研究所紀要』, No. 144, pp. 125-140
- 卯月由佳(2014)「低収入世帯の子どもの不利の緩和に学校外学習支援は有効か—世帯収入が中学生の学校外学習時間に与える効果の分析をもとに—」、『社会政策』7(1), 149-160.
- 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)(2019)「平成30年度 子どもの貧困に関する支援活動を行う団体に関する調査」内閣府
- 日本財団・三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2015)「子どもの貧困の社会的損

失推計レポート」

- 町田大輔, 長井祐子, 吉田亨(2018)「実施者が評価する子ども食堂の効果:自由記述を用いた質的研究」『日本健康教育学会誌』26巻3号 p. 231-237
- 余田翔平 (2012) 「子ども期の家族構造と教育達成格差—二人親/母子世帯/父子世帯の比較—」『家族社会学研究』, No. 24, Vol. 1, pp. 60-71.

#### データ出典

- OECD (2019), Poverty rate (indicator). doi: 10.1787/0fe1315d-en (Accessed on 05 November 2019)
- 厚生労働省(2016)「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」
- 厚生労働省(2017)「平成29年版厚生労働白書-社会保障と経済成長-」
- 厚生労働省(2006)「平成18年度全国母子世帯等調査結果報告」